

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 7 年 9 月 30 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 業務内容

- (1) 業務名
若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書等による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで
(地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定に基づき債務負担行為を設定している)
- (4) 履行場所
広島市中区基町 10 番 52 号
広島県地域政策局市町行財政課市町連携推進担当（広島県庁南館 2 階）ほか
- (5) 予算上限額
令和 7 年度 14,376 千円（消費税および地方消費税を含む）
令和 8 年度 14,750 千円（消費税および地方消費税を含む）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本県調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。
- (5) 広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付期間及び入手方法
 - ア 交付期間
令和 7 年 9 月 30 日（火）から令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時まで
 - イ 入手方法
広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県地域政策局市町行財政課市町連携推進担当（広島県庁南館 2 階）

電話（082）513-2614（ダイヤルイン）

電子メール chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp

ウ 提出期限

令和 7 年 10 月 15 日（水） 午後 5 時【必着】

エ 提出方法

持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない）。電子メールの場合は、件名を「（社名）若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務公募型プロポーザル参加資格確認申請」とし、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 10 月 16 日（木）までに通知する。

(3) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出期限

令和 7 年 10 月 3 日（金） 午後 5 時【必着】

イ 参加申出方法

電子メール

送付先：chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp

件名は「（社名）若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務公募型プロポーザル説明会への参加」とし、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

ウ 説明会開催日

令和 7 年 10 月 6 日（月）

エ 説明会開催方法

オンライン（zoom）

(4) 提案書の提出期限及び提出方法等

ア 提出先

上記(2)イの場所

イ 提出期限

令和7年10月28日（火） 午後5時【必着】

ウ 提出方法

持参又は郵便等による。

エ その他

提出された書類は、返却しない。

提案書の再提出は、上記の提出期限内に限り認める。なお、提出期限後の提案書の部分的な差し換えは認めない。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務委託事業者選定委員会が審査し、最も高い評価値を得た者を最優秀提案者として決定する。

(2) 提案書評価基準

評価基準については、「若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務企画提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和7年11月5日（水）までに、すべての提案書提出者に対し、参加資格確認申請書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 県の競争入札参加資格の認定

最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、発注に対応する契約種目について、県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等に係る告示に基づき、県の競争入札参加資格の認定を受けるものとする（すでに発注に対応する契約種目について認定を受けている者を除く。）。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県地域政策局市町行財政課市町連携推進担当（広島県庁南館 2 階）

電話（082）513 - 2614(ダイヤルイン)

電子メール chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp